○千代田区赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金交付要綱

平成22年６月22日22千子子総発第66号

改正

平成23年４月１日23千子子総発第 28号

平成25年４月１日25千子子総発第 90号

平成26年４月１日25千子子総発第306号

平成27年４月１日26千子子総発第292号

平成28年４月１日28千子子総発第 27号

（目的）

第１条　この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内の商業施設等に授乳及びおむつ替え等のための設備を設置しようとする民間事業者に対し、区が交付する補助金に関して必要な事項を定め、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。

（通則）

第２条　この補助金の交付については、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において「赤ちゃん・ふらっと」とは、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱（平成20年５月26日20福保子計第105号。以下「都要綱」という。）の規定に基づき設置される授乳及びおむつ替え等のための設備をいう。

（補助対象設備）

第４条　補助金の交付対象となる設備は、区内の日常的に不特定多数の者が利用する商業施設等に設置される赤ちゃん・ふらっととする。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業は、前条の設備を設置する事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）　不特定かつ多数の者が利用可能な設備として設置すること。

（２）　施設の利用時間中はいつでもこれを利用できること。

（３）　都要綱に定めるところにより設置事業の届出を行うとともに、都知事から交付される適合証を表示すること。

（４）　設置後は継続的に子育て関連情報の提供に努めること。

２　前項の規定にかかわらず、他の制度による補助の対象となっているか、又は対象となる見込みである事業は、補助金の交付対象としない。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に要する経費のうち、赤ちゃん・ふらっと設置に直接必要な備品及び消耗品の購入費で千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めた額とする。

（補助金の交付額）

２　前項における備品・消耗品の購入費とは、別表で定めたものとする。

第７条　補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除して得た額の５分の４以内で、予算の範囲内で教育長が決定した額とする。ただし、１施設あたり20万円を交付額の上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする民間事業者は、赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第９条　教育長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　教育長は、前項の規定による交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第10条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた民間事業者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定後に次のいずれかに該当するときは、赤ちゃん・ふらっと整備事業変更・中止・廃止申請書（第３号様式）により教育長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、第１号又は第２号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（１）　補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）　補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由等を教育長に報告し、指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条　教育長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し補助事業者に対し報告を求めることができる。

（補助事業の遂行命令）

第12条　教育長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

（事業実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了又は終了後１か月以内に赤ちゃん・ふらっと整備事業実績報告書（第４号様式）に必要な書類を添えて、教育長に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を１か月に限って延期することができる。

（補助金の額の確定）

第14条　教育長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

２　前項の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金額確定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条　補助事業者は、前条第２項の規定による通知を受けたときは、赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金請求書（第６号様式）により千代田区長（以下「区長」という。）に補助金を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第16条　教育長は、第14条第１項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業をこ

れに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

２　第13条の規定による実績報告は、前項の規定による措置をした後においても、これを行わなければならない。

（交付決定の取消）

第17条　教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　教育長の承認を受けずに補助事業を中止し、廃止し、内容を変更し、又は経費の配分を変更したとき。

（４）　補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件又は教育長の指示その他法令等に違反したとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第18条　教育長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めてその全部又は一部を返還させなければならない。

（名称等の公表）

第19条　教育長は、補助事業者の名称等を区の広報紙又はホームページへの掲載その他必要と認める方法により公表するものとする。

（書類の保管）

第20条　補助事業者は、補助金及び補助事業に係る書類を常備し、教育長が必要があると認めるときは、これを提示し、又はその内容を報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金及び補助事業に係る帳簿及び書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（設備の管理等）

第21条　補助事業者は善良な管理者の注意をもって、整備した設備の適正な維持管理及び効率的な運用に努めなければならない。補助事業完了後においても同様とする。

２　補助事業者は、設備の管理方法等について教育長から協議の求めがあったときは、いつでもこれに応じなければならない。

（財産処分の制限）

第22条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年７月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間（次項において「処分制限期間」という。）を経過するまで、教育長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は、処分制限期間内において財産処分の承認を受けようとするときは、赤ちゃん・ふらっと整備事業補助金にかかる財産処分申請書（第７号様式）に必要な書類を添付して、教育長に申請しなければならない。

３　教育長の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があったときは、教育長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

（委任）

第23条　この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附　則（平成23年４月１日23千子子総発第28号）

この要綱は、平成23年４月１日から適用する。

附　則（平成25年４月１日25千子子総発第90号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附　則（平成26年３月25日25千子子総発第306号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附　則（平成27年３月10日26千子子総発第292号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附　則（平成28年４月１日28千子子推発第27号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。